

6 手順について補足説明 【各単位団代表者様用】

※（ ）の番号は、実施要領の番号と同一のものです。

- (1) 各スポーツ少年団代表者は、県外活動が行われる前に対象者の人数を把握し、遅くとも行事实施の15日前までに、別添「PCR検査対象人数報告書」と「大会等の要項（大会名、日時、場所が分かるもの）」、「出場選手・指導者等名簿（様式は実際に大会等に提出されている名簿可）」をスポーツ少年団本部にメール送信または持参する。（個人情報がかってっており、送信ミスを防ぐためにFAXは不可）
- (2) (1)の提出を受けたスポーツ少年団本部は、受託業者に発注する。
- (3) 受注した受託業者は、当該検査対象人数報告分のID一覧表を各単位団代表者へメール送信するとともに、「検査キット」と「ご利用ガイド」(※1)を各単位団代表者に郵送する。

※1 ご利用ガイドに「webサイトに会員登録」とありますが、利用できませんのでご了承ください。なお、検査キットの仕様変更に伴い、手順書が2種類ございます。箱の中に入っている手順で進められるようお願いいたします。

検査キットが各単位団代表者に届くまで2～3日かかります。

- (4) 各スポーツ少年団代表者は、IDの一覧表が届き次第、エクセルファイルに対象者名等を入力する。

※2 保護者向け文書の大会名、行事日程等は、代表者が記入後に各対象者に配付してください。

また、受託業者から検査キットが届き次第、各対象者に対し、保護者向け案内文書(※2)、該当するID(※3)の検査キットとPCR検査確認書、同意書、検査申込書兼問診票、PCR検査利用規約、PCR検査依頼規約を配付する(※4)。

※3 IDは箱の側面に載っています。

※4 保護者向け文書、PCR検査確認書、同意書、検査申込書兼問診票、PCR検査利用規約、PCR検査依頼規約は、代表者が必要人数分をコピーして配付してください。
(団のメールやHP等で周知できるようなら、そちらでも可)

なお、当該検査の希望状況が他の団員等に特定できないよう、希望の有無にかかわらず、全員に配付してください。

- (5) 団員・引率者等は、
- ① 検査の実施希望の有無に関わらず、PCR検査確認書を代表者に提出する。
 - ② 県外から帰県後に検体を採取し、検体採取後の検査キットと同意書、検査申込書兼問診票を受託業者の住所が明記され切手が貼付された箱に同封し、各自で受託業者へ郵送する。
 - ③ 検査を希望しない場合は、未使用のまま代表者に返却する。
- (6) 各スポーツ少年団代表者は、対象者等が記載したIDの一覧表を受託業者と社会教育課にメール送信する。
また、未使用の検査キットをスポーツ少年団本部に持参する。

実施されなかった団員から検査キットを集める際は、個人情報の取扱いに十分注意するようにお願いいたします。なお、スポーツ少年団本部へ検査キットを持参する時期は、特に定めておりませんが、できるだけ早めに持参いただくようお願いいたします。

- (7) 受託業者は、医療機関を通じて、受領した検体を検査し、当該結果を次のとおり対応する。
- ① 結果が「陰性」の場合は、社会教育課に文書で報告する。
 - ② 結果が「陽性」の場合は、社会教育課に電話連絡する。(後日、改めて文書で報告する。)

個人への結果通知は実施しません。医療機関から連絡がない場合は、陰性ということになります。

※医療機関は、当該被験者の保護者へ問診の連絡を行う。
症状確認後、受託業者は当該所在地の保健所へ「新型コロナウイルス感染症 発生届」を提出する。
社会教育課は、保護者に行動制限に関わるお願いと、保健所からの指示に従うことを伝える。